

平成31年 第9回 福岡市選挙管理委員会

4月22日（月） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第25号 福岡市選挙管理委員会及び福岡市区選挙管理委員会の会議の傍聴に関する規程の一部を改正する規程案について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿から抹消する者の数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 福岡市脇山財産区議会議員一般選挙について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・平成31年5月7日（火） 午前10時30分
- ・平成31年5月20日（月） 午前10時30分
- ・平成31年6月5日（水） 午前10時30分

議案第25号

福岡市選挙管理委員会及び福岡市区選挙管理委員会の会議の傍聴に関する規程の一部を改正する規程案について

福岡市選挙管理委員会及び福岡市区選挙管理委員会の会議の傍聴に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月22日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

福岡市選挙管理委員会及び福岡市区選挙管理委員会の会議の傍聴に関する規程の一部を改正する規程

福岡市選挙管理委員会及び福岡市区選挙管理委員会の会議の傍聴に関する規程（平成26年選挙管理委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「平成」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（理由）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）が平成31年5月1日に施行され、元号が改められるため。

福岡市選挙管理委員会及び福岡市区選挙管理委員会の会議の傍聴に関する規程の一部を改正する規程案 新旧対照表

○福岡市選挙管理委員会及び福岡市区選挙管理委員会の会議の傍聴に関する規程の一部を改正する規程

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>様式第1号</p> <p>様式第1号(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>受付番号 _____</p> <p style="text-align: center;">傍 聴 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>福岡市選挙管理委員会委員長 福岡市 区選挙管理委員会委員長 あて</p> <p>私は、下記の遵守事項を了承の上、第 回福岡市・ 区選挙管理委員会の傍聴を申し込みます。</p> <p>申請者 ふりがな _____ 氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">遵 守 事 項</p> <p>1 傍聴人は、福岡市選挙管理委員会及び福岡市区選挙管理委員会の会議の傍聴に関する規程を守り、事務局書記の指示に従うこと。</p> <p>2 傍聴人は、傍聴するときは次の事項を守ること。 (1) 凶器等他人に危害を加えるおそれのある物を携帯しないこと。 (2) 鉢巻、たすき、腕章、ヘルメットの類を着用し、携帯し、またはこれらを用いて威嚇的行為をしないこと。 (3) ポスター、プラカード、拡声器の類を携帯しないこと。 (4) 発言の一切を慎み、いかなる方法においても賛否を表さないこと。 (5) 拍手その他喧嘩な行為により議事を妨げないこと。 (6) 飲食又は喫煙をしないこと。 (7) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器、その他音を発する機器の電源を切ること。 (8) 写真撮影、録画、録音、通信等を行わないこと。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。 (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、議事の運営に支障となる行為をしないこと。</p> </div>	<p>様式第1号</p> <p>様式第1号(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>受付番号 _____</p> <p style="text-align: center;">傍 聴 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福岡市選挙管理委員会委員長 福岡市 区選挙管理委員会委員長 あて</p> <p>私は、下記の遵守事項を了承の上、第 回福岡市・ 区選挙管理委員会の傍聴を申し込みます。</p> <p>申請者 ふりがな _____ 氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">遵 守 事 項</p> <p>1 傍聴人は、福岡市選挙管理委員会及び福岡市区選挙管理委員会の会議の傍聴に関する規程を守り、事務局書記の指示に従うこと。</p> <p>2 傍聴人は、傍聴するときは次の事項を守ること。 (1) 凶器等他人に危害を加えるおそれのある物を携帯しないこと。 (2) 鉢巻、たすき、腕章、ヘルメットの類を着用し、携帯し、またはこれらを用いて威嚇的行為をしないこと。 (3) ポスター、プラカード、拡声器の類を携帯しないこと。 (4) 発言の一切を慎み、いかなる方法においても賛否を表さないこと。 (5) 拍手その他喧嘩な行為により議事を妨げないこと。 (6) 飲食又は喫煙をしないこと。 (7) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器、その他音を発する機器の電源を切ること。 (8) 写真撮影、録画、録音、通信等を行わないこと。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。 (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、議事の運営に支障となる行為をしないこと。</p> </div>

報告事項 1

選挙人名簿から抹消する者の数について

3月29日・4月4日・4月7日・4月19日区委員会議決分

区 分	抹消者の合計	抹 消 者 の 内 訳		
		市外転出後 4箇月経過者	死 亡 者	在外登録移転
東 区	261	212	49	0
博 多 区	345	288	57	0
中 央 区	214	180	34	0
南 区	215	171	44	0
城 南 区	99	64	35	0
早 良 区	155	111	44	0
西 区	162	135	27	0
福岡市計	1,451	1,161	290	0

参考（3月29日・4月4日・4月7日・4月19日区委員会における抹消後の選挙人名簿登録者数）

	前回 選挙人名簿登録者数	前回以降の 抹消者数	4月19日現在 選挙人名簿登録者数
福岡市計	1,260,634	1,451	1,259,183

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

3月29日・4月4日・4月7日・4月19日区委員会議決分

区 分	前回 登 録 者 数	前回以降の 新規登録者	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹 消 者 数	今回 登 録 者 数
東 区	131	1	0	0	132
博 多 区	103	0	0	0	103
中 央 区	143	0	0	0	143
南 区	130	0	0	1	129
城 南 区	71	0	0	0	71
早 良 区	118	0	0	0	118
西 区	70	0	0	0	70
福岡市計	766	1	0	1	766

報告事項 3

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙について

平成31年3月20日開催の早良区選挙管理委員会において、任期満了に伴う福岡市脇山財産区議会議員一般選挙の選挙期日が下記のとおり決定された。

- 1 選挙期日 平成31年5月15日（水）
- 2 選挙期日の告示日 平成31年5月10日（金）
- 3 選挙すべき議員の数 13人
- 4 選挙の主な日程
 - (1) 立候補予定者説明会（脇山地区多目的集会所）
平成31年4月19日（金）午前10時から
 - (2) 事前審査（脇山地区多目的集会所）
平成31年4月25日（木）午前10時から
 - (3) 立候補届出（脇山地区多目的集会所）
平成31年5月10日（金）午前8時30分から午後5時まで
 - (4) 候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施（脇山地区多目的集会所）
平成31年5月10日（金）午後6時から
 - (5) 期日前・不在者投票
 - ア 日時
平成31年5月11日（土）から5月14日（火）までの午前8時30分から午後8時00分まで（土・日曜日を含む。）
 - イ 期日前投票所
早良区役所入部出張所
 - ウ 不在者投票の場所（投票用紙等の請求先）
早良区選挙管理委員会事務局及び同委員会事務局入部出張所
 - (6) 選挙立会人決定のくじの実施又は選任
平成31年5月12日（日）午後5時30分～（早良区選挙管理委員会事務局）
 - (7) 投票日当日の投票
 - ア 日時
平成31年5月15日（水）午前7時～午後8時
※ 板屋投票区は午前7時～午後7時
 - イ 投票所
(ア) 脇山投票区 脇山地区多目的集会所
(イ) 板屋投票区 板屋活性化施設
 - (8) 選挙会（開票）
 - ア 投票の場合
平成31年5月15日（水）午後9時～（早良区役所入部出張所）
 - イ 無投票の場合
平成31年5月15日（水）午前10時～（早良区役所入部出張所）
 - (9) 当選証書の付与
平成31年5月15日（水）

(参考)

1 財産区

市町村の一部であって、その財産又は公の施設(土地、山林、ため池、用水池、墓地、有価証券等)の管理及び処分について法律上的人格権を与えられた、地方自治法に基づく「特別地方公共団体」である。

財産区には、次のようなものがある。(脇山財産区は(1)による。)

- (1) 明治22年の市制・町村制施行当時、旧来の慣習によって地域住民が有していた特定の財産の使用収益権を、施行後も認めるために設置されたもの
- (2) 市町村の合併に際し、合併前市町村の財産等をその住民に引続き管理・処分する権利を認めるために設置されたもの

2 財産区議会

財産区の実務を実情に即して処理する等のために財産区固有の議会を設ける必要があると認められるときは、財産区の属する市町村議会において、財産区議会設置条例を制定して、財産区議会を設けることができる。なお、条例案の提出権は、都道府県知事に専属する。

3 本市の財産区

福岡市には、財産区が75ある(平成30年6月1日現在)。そのうち、財産区議会があるのは、脇山財産区のみである。

4 脇山財産区議会

定数は13人、任期は4年(平成27年5月20日～平成31年5月19日)、選挙は任期満了の前30日以内、告示は少なくとも5日前

5 脇山財産区議会議員選挙

- (1) 選挙権 18歳以上で財産区の区域内に3か月以上住所を有する人
- (2) 被選挙権 財産区選挙権のある25歳以上の人
- (3) 選挙人名簿

「福岡市脇山財産区設置条例」第7条の規定により、選挙時登録は行わず、一般の選挙人名簿の「脇山投票区(脇山一丁目、脇山二丁目、大字脇山、大字小笠木、大字椎原)」と「板屋投票区(大字板屋)」の部分を用いる。

6 過去の選挙結果

昭和50年5月20日(無投票)

昭和54年5月17日(候補者：14人、投票率：78.75%)

昭和58年5月17日(無投票)

昭和62年5月12日(無投票)

平成3年5月15日(候補者：14人、投票率：61.28%)

平成7年5月16日(無投票)

平成11年5月12日(無投票)

平成15年5月14日(無投票)

平成19年5月15日(無投票)

平成23年5月16日(無投票)

平成27年5月18日(無投票)